

<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル(クロルデン類)、ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、N, N' -ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N-トリル－N' -キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2, 4, 6-トリ－ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン、2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサプロモビフェニル、テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサプロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、デカプロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。))又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質(ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号)に規定するもの)、ペルフルオロ(ヘキサノ-1-スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。))又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤</p>
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬を含む。</p>
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</p>
	<p>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。  ① 潤滑油、切削油及び作動油  ② 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料  ③ 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙  ④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器  ⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー  ⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</p>
	<p>ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)が使用されている以下の製品を含む。  ① 潤滑油及び切削油  ② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤  ③ 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>
	<p>アルドリン及びDDTが使用されている以下の製品を含む。  ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤  ② 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>
	<p>ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。  ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤  ② 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)  ③ 羊毛(脂付き羊毛を除く。)</p>